

第7号様式
(その1)

会計	形	検算	転記		
白	白	大	三		

収 支 報 告 書

平成 25 年分

(平成 年 月 日開催分)

(ふ り が な) しょうゆうかい

1 政治団体の名称 昭 友 会

2 主たる事務所の所在地 帯広市東3条南13丁目19番地

3 代表者の氏名 中 川 郁 子

4 会計責任者の氏名 高 橋 猛 文

5 事務担当者の氏名 岡 本 聡

(電 話) 0155-27-2611

政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 政 党 の 支 部	第1項の規定による政治団体
☐ 政 治 資 金 団 体	☒ そ の 他 の 政 治 団 体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 _____
資金管理団体の
届出をした
者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者
の氏名 中川 郁子
公職の種類 衆議院議員(現職)

0756 資金管理団体の指定の期間

平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで



(受 付 印)

整理番号



願により訂正	
会計責任者印	年 月 日

受付	審査	システム	照合	公表

219380

収 支 の 状 況

収 入 総 額					8	2	9	7	5	0	4
(前 年 か ら の 繰 越 額)					8	2	9	6	1	5	8
(本 年 の 収 入 額)								1	3	4	6
支 出 総 額											0
翌 年 へ の 繰 越 額					8	2	9	7	5	0	4

(1) 個人の負担する党費又は会費															
金	額	十	億	百	万	千	百	十	百	十	百	十	百	十	百
員	数	人													

[illegible]

(その6)

(6) その他の収入													
摘 要		金 額										備 考	
			十		百		千				円		
こ の 頁 の 小 計												0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の								1	3	4	6		
合 計								1	3	4	6		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用料に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※ 該当する項目に「✓」を付すこと。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別 添 の と お り)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

平成 26 年 2 月 28 日

政 治 団 体 の 名 称 昭 友 会

※ 代 表 者 の 氏 名

会 計 責 任 者 の 氏 名 高 橋 猛 文



※ 「代表者の氏名 ④」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

政治資金監査報告書

平成26年6月16日

昭友会

代表 中川 郁子 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第1853号

研修終了年月日 平成21年 7月17日

竹川 博之 

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、昭友会の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、昭友会の主たる事務所（帯広市東3条南13丁目19番地）において行なった。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

昭友会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、昭友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上